

意見公募要領

1 意見募集対象

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例(案)の概要

2 意見提出期限

平成29年10月11日(水)～平成29年11月9日(木)(必着)

3 資料入手方法

意見募集対象となる条例案(概要等の参考資料を含む。)については、千葉県警察ホームページ(<http://www.police.pref.chiba.jp/>)の「パブリックコメント」欄に掲載するほか、生活安全部風俗保安課にて閲覧に供します。

4 意見提出方法

(1) 電子メールを利用する場合

メールフォームに必要事項(氏名及び住所(法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)並びに連絡先(電話番号又は電子メールアドレス))を明記し、意見を入力の上、意見提出期限までに送信してください。

(2) FAX及び郵送の場合

ア FAXの場合

FAX番号：043-202-5183

千葉県警察本部生活安全部風俗保安課 企画指導係 担当宛

※ 担当に電話連絡後、送信してください。

イ 郵送の場合

〒260-8668 千葉県千葉市中央区長洲1丁目9番1号

千葉県警察本部生活安全部風俗保安課 企画指導係 担当宛

5 留意事項

- (1) 皆様から提出いただいたご意見を考慮した上で、今後、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例」の一部改正を行います。
- (2) 提出されました意見は、後日、意見公募の結果を公示する際に、千葉県警察ホームページに掲載するほか、生活安全部風俗保安課において閲覧することができます。
- (3) 意見に対する個別の回答はいたしませんのでご了承願います。
- (4) 氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、ご意見の内容に不明な点があった場合の連絡・確認といった、本案に対する意見募集に関する業務にのみ利用させていただき、公表しません。

6 問い合わせ先

生活安全部風俗保安課企画指導係

電話043-201-0110(内線3466)